

令和3年度やまなし6次産業強化促進事業に係る 加工品開発経費助成規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人富士地域商社(以下「地域商社」という。)は、やまなし6次産業強化促進事業において、新たに開発する加工品の売上1,000万円を目指す農業者等(以下「エッジ事業者」という。)が実施する加工品開発に要する経費に対し、予算の範囲内で助成するものとする。

(助成金等の交付の対象となる経費及びその助成率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する助成率は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請等)

第3条 エッジ事業者は、交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに地域商社に提出しなければならない。

2 エッジ事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、消費税及び地方消費税の免税事業者であることが明らかでない場合を除き、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 地域商社は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る確認及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)によりエッジ事業者に通知するものとする。

2 地域商社は、第3条第2項により、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを確認し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(助成金の交付条件)

第5条 この助成金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して地域商社の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更該当する場合はこの限りでない。
- 二 助成事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して地域商社の承認を受けなければならない。
- 三 助成事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は助成事業等の遂行が困難

となった場合においては、速やかに地域商社に報告してその指示を受けなければならない。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、精算払いとする。

(実績報告)

第7条 エッジ事業者は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第5号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は助成金の交付を決定した年度の3月20日のいずれか早い期日までに地域商社に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第8条 地域商社は、助成事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、エッジ事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 助成金の交付を受けたエッジ事業者は、この助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 本規定により提出する書類(添付書類として、エッジ事業者が作成した書類を含む。)は、正副2部を地域商社に提出するものとする。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、地域商社とエッジ事業者が協議して定める。

附 則

- 1 この規定は、令和3年6月7日から施行する。
- 2 この規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規定に基づき交付決定された助成金については、この規定の失効後も、なおその効力を有する。

別表 助成の対象となる経費及びその助成率又は助成額

助成対象経費	助成率	軽微な変更
需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱費等） 使用料及び賃借料（業務に必要な機器のリース料・レンタル料等） 役務費（雑役務費等） 委託費（デザインや加工業務の一部の委託費等） 原材料費（加工原料購入費等）	助成対象経費の1/2以内 ※200千円を上限とする	助成事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた助成金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人富土地域商社
代表理事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名 印

（法人または団体の場合は、名称および
代表者の役職・氏名）

やまなし 6 次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金交付申請書

令和○年度において、次のとおり事業を実施したいので、やまなし 6 次産業強化促進事業業務委託に係る加工品開発経費助成規程第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙 1）
- (2) その他必要と認める書類

申請者 殿

一般社団法人富士地域商社
代表理事 ○○○○

やまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金交付決定通知書

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金については、やまなし6次産業強化促進事業業務委託に係る加工品開発経費助成規程第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 助成金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の交付決定額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成金の交付決定額	円
- 3 助成事業に要する経費の内訳は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 助成事業の期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 助成金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ地域商社の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 助成事業の目的の達成に支障がなく助成金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ地域商社の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに地域商社に報告してその指示を受けなければならない。

6 助成金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 助成金の他の用途への使用をしたとき

イ 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 助成事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 助成金の交付決定を取り消した場合、助成事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、すみやかに地域商社に納付しなければならない。

(4) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、すみやかに延滞金を地域商社に納付しなければならない。

7 助成事業が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、助成事業の遂行状況について報告させることがある。

8 助成事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和4年3月20日のいずれか早い期日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書に別に定める書類を添えて地域商社に報告しなければならない。

9 助成事業に係る帳簿及び証拠書類は、助成事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人富土地域商社
代表理事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名 印

〔法人または団体の場合は、名称および
代表者の役職・氏名〕

やまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金について、次のとおり変更したいので、同助成規程第5条第1号の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙1）
- (2) 地域商社が必要と認める書類

(注) 実施計画書については、助成金の交付決定を受けた事業の内容並びに変更後の事業の内容を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人富土地域商社
代表理事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名 印

（法人または団体の場合は、名称および
代表者の役職・氏名）

やまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同助成規程第5条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人富土地域商社
代表理事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名 印

〔法人または団体の場合は、名称および
代表者の役職・氏名〕

やまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし6次産業強化促進事業に係る加工品開発助成金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、同助成規程第7条の規定により報告します。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 添付書類

事業実績報告書（別紙1に準ずる）
地域商社が必要と認める書類

（注）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別紙 1

令和3年度やまなし6次産業強化促進事業に係る
加工品開発助成金実施計画書（実績報告書）

令和 年 月 日

1 エッジ事業者

氏名（名称）	
代表者役職・氏名	
住 所	

※法人または団体の場合は、代表者の役職・氏名を記載

2 事業内容

3 事業計画（実績）内容

年 月 日	内 容

4 内訳

助成対象経費	事業費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
	(円)	(円)	(円)	
計				

注) 助成対象経費には、本助成金交付要綱別表中の経費内訳に記載されている費目を記載すること。

5 収支予算（又は収支決算）

(1) 収入の部

区分	予算額 (決算額)	(予算額)	比較増減		備考
			増	減	
助成金 その他	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

(2) 支出の部

区分	予算額 (決算額)	(予算額)	比較増減		備考
			増	減	
本事業に係る経費	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

6 事業の完了（予定）年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 成果の概要（実績報告書のみ）

8 問題点と課題（実績報告書のみ）

9 添付資料（実績報告書のみ）
成果についての写真等

10 添付書類

（1）実績報告の場合は関係書類及び支払先のわかる書類

（2）支払先口座

口座名義	
口座名義（カタカナ）	
住 所	
口座番号	
金融機関名	
支店名	
預金種別	

注）実績を報告するときのみ記載すること。

（3）その他添付書類